

令和4年度第2回出島処分場事業連絡調整協議会の概要

1 日時及び会場

- 令和4年10月11日(火)
- 広島港湾振興事務所大会議室(広島市南区宇品海岸二丁目23-53)

2 出席者

- 各地区地元委員全員出席

3 議事要旨

(1) 議事

- 令和4年度第1回協議会の議事概要の確認
- 廃棄物の受入実績等について
- 処分場の維持管理状況等について
- 周辺環境の調査結果について
- 出島処分場に係る今後の対応方針について
- 地域振興策について

(2) 回答要旨

【前回協議会の概要について】

(意見なし)

【廃棄物の受入実績等について】

(意見なし)

【処分場の維持管理状況等について】

- ・ 資料に記載されている水質調査は、誰が実施しているのか。
→ 環境保全公社が、処分場の維持管理を目的に実施している。
- ・ この水質調査は、第3者が調査することはできないのか。
→ 第三者機関である環境計量証明事業所に委託して採水調査をしている。公的な検査機関での調査結果となる。
- ・ 環境計量証明事業所は、環境保全公社のグループ企業か。
→ 環境計量証明事業所は専門の分析機関であり、環境保全公社とは別個の企業である。環境保全公社が調査を依頼して、費用を支払って検査している。

【周辺環境の調査結果について】

(大気質調査について)

- ・ ベイサイドパレス宇品(元宇品地区)において、以前から、洗濯物や網戸が汚れる事例が発生している。この現状について、(対応を)考えてもらいたい。
→ 今後、異常な点があれば、随時、現場に行き、確認等を実施する。

(悪臭調査について)

- ・ 人間が直接嗅ぐ場合と、元宇品小学校に設置される観測機械とでは、どういう違いがあるのか。

- 悪臭の調査には、臭気指数・特定悪臭物質の2種類があり、臭気指数は人間の嗅覚を用いる感応試験であるため、人間が直接嗅ぐ場合に近いと言える。
- ・ 元宇品小学校に設置している機械を、ベイサイドパレス宇品（元宇品地区）にも設置し、調査をしてほしい。
 - 設置するかどうかは、今後、検討する。今後も御意見をいただくようであれば、皆様に、対応を相談させていただきたい。
- ・ ノルマル吉草酸とは、どういう性質で、どこから飛来してきた臭いなのか。
 - インターネット上では、蒸れた靴下の臭いと記載があった。特定悪臭物質は、アンモニアのように人の鼻につく、特に臭いがきつい物質である。常温では、無色の液体である。
- ・ 科学的な視点から考え、因果関係がわかるようにしてほしい。
 - 調査結果の数値が上昇傾向で、継続して規制基準を上回っている場合には、処分場由来の臭いか否かを検査する。また、処分場由来の臭いか不明な場合にも、廃棄物由来の臭いか否かについて、検査で特定をしたい。
- ・ 特定悪臭物質の調査項目として、ノルマル吉草酸等を挙げている意味は何か。
 - それら調査項目は、悪臭の規制対象として、国（環境省）が基準を定めている。処分場から特定悪臭物質が検出されることを理由として、調査項目に挙げている訳ではない。
- ・ 悪臭の規制対象として国が定める基準は、工場地帯で出る悪臭に対する基準である。その基準を、産廃処分場の環境調査に当てはめて問題ないのか。
 - 工場地帯に適用される基準だからということではなく、法律で定められている基準であるから、本件周辺環境調査でも適用している。基準の当てはめが適切か否かについて、必要に応じて検討したい。
- ・ 臭気は、何人で調査するのか。
 - 人間の嗅覚を使って臭いを測る場合、一般的に、6人のボランティアが集まり、半分に分かれて、途中で休憩を挟みながら調査をしていく。

（悪臭の調査方法について）

- ・ 異常の有無に関わらず、全調査項目を調査するのか。規制基準を超えていないかチェックしているということか。
 - 全調査項目を調査し、数値が規制基準を超えていないか、上昇傾向になっていないか等を、経年の変化と合わせてチェックしている。
- ・ 一時的に規制基準を超えた場合に、何らかの対応を取ったケースはあるのか。
 - 数値が規制基準を超えたケースはほとんどなかったと思う。ノルマル吉草酸の数値が過去の数値の範囲から少し外れたことについて、今回は、規制基準よりはるかに低い数値であったため、特に対応しないが、臭いの観測を引き続き実施していく。
- ・ 天候、気温等との関連性についてもチェックしているか。
 - 今後、規制基準を大きく上回る値が出た場合には、天候や風向き、気象条件、周辺環境（工事の実施の有無等）について、通常時と異なる点が無かったか、関係部局や地元の皆様に聴取をしながら、原因を調べて対策を考える。

【出島処分場に係る今後の対応方針について】

（廃棄物受入の計画期間について）

- ・ 延長に係る協定書を作成するにあたり、「延長は10年に限る」という文言を記載することはできるのか。
 - 昨年6月に延長の協議の申し入れをした時点でのシミュレーションでは、埋立

完了までに18年かかる試算だった。延長の10年間で、できる限りの努力をしていくが、10年間で埋立を完了することを現時点では確約できない。埋立計画を策定し、今後、(搬入事業者の)新規確保等も含めて、どのくらいの期間を短縮できるか、改めて試算したい。

- 現時点で次の処分場の計画がないということは、10年間で埋立てが完了しなければ、更なる延長という話になりかねない。アイデアを出していき、「10年後には埋立てを完了させる」という目的を念頭に置いて十分に検討し、その目的は変えないでほしい。(延長してもなお埋立てが完了しなかった場合)再度延長しても良いと思っていないか。
 - 今回の延長の10年間でしっかり取組むことが、前提にある。
- 「きちんとした計画を策定し、それに沿って努力するので、とりあえず10年間時間をください」という理解で良いか。
 - そのように考えている。

(新たな埋立進捗管理の仕組みについて)

- 進捗率をその都度明示してもらい、埋立終了までの期間を住民がイメージできるようにしてほしい。
 - 計画をきちんと策定しなければ、進捗を管理することはできないと思っている。まずは、計画策定について地元の皆様と協議をさせていただきたい。分かりやすい内容になるよう、整理していく。
- 供用開始から10年間で全体の24%しか埋まっていない。余程の取組をしなければ、受入廃棄物を確保できないのではないかと。今までのやり方を、いかに変えていくかを、先に考えなければならない。
 - 新規事業者の確保や、既存事業者の搬入量の追加確保策を検討している。そういった取組を積み上げて、新しい埋立計画等について、皆様と議論をさせていただきたい。
- 「埋立期間と実際の進捗状況に乖離が生じた場合には、その原因と改善策を明確にした上で、必要に応じ、埋立計画の見直しを行い、出島協議会に報告する。」とあるが、この「乖離が生じた場合」という文言は、県が逃げ道を作っている表現である。「必要と認められる場合は協議をさせていただきたい」という文言についても、削除した方が良いのではないかと。
 - 乖離が生じた場合ありきで考えるのではなく、皆様と一緒に作った埋立計画を遂行していくという前提で考えている。何らかの事情により、計画通りに遂行できない場合には、その状況を説明した上で、今後どうすべきかを考えていく。
仮に、1年目で計画通りに埋立量を確保できなかった場合、2年目はより多くの埋立量を上積みしなければならないといった議論が出てくるという意味で、「乖離」という言葉を使ったが、表現方法については、今後検討したい。いただいた御意見は、しっかりと受け止める。
- 1年ごとの計画を立てて、その都度意見交換をするのか。
 - 1年目にはこれくらいの量が、2年目にはこれくらいの量が入るという計画を10年間積み上げていくイメージである。年度ごとに、進捗状況を出島協議会に報告する。進捗状況の報告時には、検証もセットになると考える。
- 埋立計画と目標というのは、目標があって計画ができるのではないかと。
 - 目標を設定して、それを達成するためにどうしていくか、という計画を立てる。

(その他)

- 設備全体の耐用年数は、10年を想定して設計されているだろう。延長になっ

ても、設備の安全性に問題はないのか。

→ 護岸・遮水シート等の「構造に関する設備」の耐久性は、半永久的なものであるが、異常が生じていないか、引き続き定期的な検査を実施していく。

搬入台船・受入施設等の「駆動系の設備」には、耐用年数があり、一定の年数が経過したら、公社及び県で協議をしながら、必要に応じて、部品の交換等を実施する。

- ・ 延長について、全体的な投資額とその効果のバランスは取れているのか。費用対効果という経済的な見方について、現段階でどう考えているのか。
 - 延長承認後は、安全で安心な処分場として運営できるよう、経済的に可能な範囲で、長期的な投資計画を立てていく。この計画を基に、(公社の)理事・評議員の承認を得ながら、健全な運営についても含めて検討する。
- ・ (元宇品地区の高潮対策)護岸に対する県の考え方は持っているのか。
 - 整備できていない箇所については、早く整備したい。話がまとまれば、速やかに予算要求をして工事に取り掛かる。

(出島処分場に係る今後の対応方針について)

- ・ (会長)出島処分場に係る今後の対応方針につきまして、基本的にこの内容(県提案内容)で御承諾いただくということによろしいか。
 - (異議なし)
 - (会長)皆様からいただいた御意見は、県・公社・関係者と真摯に受け止めて、対応していきたい。引き続き、協定書・埋立計画の内容について、御協議をお願いさせていただきたいので、御支援、御助言等をお願いします。

【地域振興策について】

(意見なし)

【議事項目以外の意見】

- ・ 資料について、平成・令和の表記の横に西暦を記載できないか。併記したほうが、すぐに計算できる。
 - 県には公文書の規定があり、和暦で記載することとする。書き方については行政機関によって異なるため、併記できるか検討する。

※ 担当事務局
広島県環境県民局産業廃棄物対策課
TEL : 082-513-2964 (ダイヤルイン)